

令和6年度
「京・資源めぐるプラン」の中間見直しに向けた基礎調査
公募要項

■ 問合せ先及び応募書類提出先

京都市環境政策局 循環型社会推進部資源循環推進課（担当：中本、岡本）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

Tel：075-222-3946 Fax：075-213-0453

電子メール：gomigenryo@city.kyoto.lg.jp

京都市において、令和6年度に実施する『京・資源めぐるプラン』の中間見直しに向けた基礎調査」業務については、受託候補者を「公募型プロポーザル方式」により選定する。

この要項は、受託を希望する者が応募するに当たり、必要な事項を定めるものである。

1 委託内容

仕様書のとおり

2 委託料上限額

9,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 スケジュール（予定）

内 容	期日等
募集の公告	令和6年4月3日（水）
依頼内容等質問受付期限	令和6年4月10日（水）午後5時まで
質問回答	令和6年4月12日（金）午後5時まで
企画提案書提出期日	令和6年4月19日（金）午後5時まで（必着）
プレゼンテーション審査	令和6年4月25日（木）
審査結果通知・公表	令和6年4月下旬
業務委託契約	令和6年5月1日（水）頃
履行期限	令和7年3月31日（月）

4 参加資格要件について

本募集に応募する資格を有する者は、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者であり、かつ、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

5 応募の方法

(1) 提出資料

応募者は、以下のア～オに示す書類を提出すること。いずれも正本1部、副本6部の合計7部を提出すること。

ア 企画提案書

企画提案書の作成に当たっては、「企画提案書 表紙（様式1）」を使用し、仕様書を踏まえ、効果的かつ円滑な業務に資する事業企画の提案書を提出すること。企画提案書には、(ア)～(ウ)の事項を必ず記載すること。ただし、提案書は原則としてA4用紙を使用することとし、枚数は問わない。一部の図表等について別サイズの用紙を用いることは可。

(ア) 業務実施体制

本業務を実施する際の統括管理技術者及びその他業務担当技術者について、それぞれ経験年数、保有する資格、主な実績等を記載すること。

※ 一部再委託を行う場合は、再委託先及び再委託内容を記載すること（内容によっては一部再委託を承諾しないことがある）。

(イ) 提案内容

仕様書「4 業務内容」のうち、以下の項目について、調査の具体的な実施手法を提案すること。

- ・(1)ウ 具体的なフュージビリティ・スタディ調査
(設定した複数案の評価視点及び評価方法を提案してください。)
- ・(2)イ 観光ごみの評価手法の検討
(観光ごみの量的な評価を深める方法又は観光ごみ対策を進めるための分析方法を提案してください。)
- ・(3) イベントごみ量の推計
(イベントごみ量の推計方法を提案してください。)

(ウ) 業務スケジュール

イ 見積書

企画提案書に記載する内容を踏まえて、本件業務に係る見積書とその内訳を記載すること（様式不問）。ただし、見積金額が「2 委託料上限額」を超過している場合については失格とする。

ウ 業務実績一覧表

過去5年間に於いて受託した同種業務（国、地方公共団体、民間企業問わず）について、業務実績一覧表（様式不問）を提出すること（同種業務であることが分かるよう、当該業務の仕様等をできるだけ具体的に記載すること）。ただし、提出された実績が同種業務に該当するかは本市が判断する。疑義がある場合は、当該受託希望者に内容を確認する場合がある。

エ SDGsに資する取組に関する資料

SDGsに資する取組として、これからの1000年を紡ぐ企業認定や環境マネジメント

システム（ISO14001 や KES 等）の認証を受けている場合は、それを証する書類の写しを提出すること。

オ その他資料

その他、上記以外に必要な資料等がある場合は、提出すること。

(2) 提出方法、締切り

郵送又は持参により「3 スケジュール（予定）」で記載する期日までに提出すること（必着）。

(3) 提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市環境政策局 循環型社会推進部資源循環推進課 担当：中本、岡本

TEL：075-222-3946 Fax：075-213-0453

電子メール：gomigenryo@city.kyoto.lg.jp

(4) 費用負担

提案に要する費用については、全て応募者の負担とする。

(5) 公募要項、仕様書、企画提案書等に関する質問期限及び回答

本要項及び仕様書に示されていない項目等に対する質問等については、本市担当者宛てに電子メールで問い合わせること。全ての質問・回答を取りまとめ、京都市ホームページ（京都市情報館）の「入札・公募型プロポーザル情報」における「環境政策局」のページに掲載する（下記のURLを参照）。電話での質問には応じない。また、他の応募者に関する質問など提案内容に関する事項以外の問合せには応じない。

ア 質問期限

「3 スケジュール（予定）」で記載する期日まで

※ 質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

イ 質問方法

様式は自由とし、(3)の提出先に電子メールで問い合わせること。

ウ 回答方法

京都市情報館の「市政情報」>「入札・契約」>「入札・公募型プロポーザル情報」>「環境政策局」のページに掲載する。

【URL】<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

(6) 提案に関する参考資料等

- ・京・資源めぐるプランー京都市循環型社会推進基本計画（2021-2030）ー
- ・京都市一般廃棄物処理実施計画
- ・「京・資源めぐるプラン」の進捗状況（第71回京都市廃棄物減量等推進審議会資料）
- ・新 正しい資源物とごみの分け方・出し方
- ・「平成30年度『新・京都市ごみ半減プラン』進捗状況調査及び次期計画策定に向けた実態調査業務調査報告書」※

・京都市細組成調査結果（概要）※

※ 非公開資料であるため、閲覧を希望する場合は「守秘義務誓約書（様式2）」を記入のうえ、(3)の提出先に電子メールで提出すること。受領後、本市から電子メールでデータを提供する。

6 プロポーザルの手続きの概要

応募者からの提案について、本業務に係る受託候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、以下のとおり審査を行い、受託候補者を選定する。

(1) プレゼンテーション審査

企画提案書等について、プレゼンテーション審査を実施し、最も優秀な提案を選定する（時間、場所については別途連絡する。）。

※ 応募者多数の場合は、企画提案書による一次審査（書面審査）を行い、優秀と認められる上位3者を選定する。

※ プレゼンテーション審査は、応募者から15分程度の発表の後、質疑応答を行う。

(2) 審査基準

以下の項目について、それぞれに記載する視点に基づき審査する。

評価項目	審査内容	配点
① 提案内容	・仕様書の内容、検討趣旨等を十分理解したものであるか。 ・論理的で説得力を持っているか。 ・提案内容に応募者特有の利点があるか。	60
② 資料作成力	・的確で分かりやすい資料を作成する能力があるか。	10
③ 調査実施体制	・本事業を安定的に実施できる体制及びスケジュールか。 ・本事業に関する知識、実績の豊富な人員が配置されているか。	10
④ 実績	・同種業務の十分な実績はあるか。	5
⑤ 見積金額	$10 \text{点} \times (\text{応募者中の最低見積額}) / (\text{各応募者の見積額})$	10
⑥ 社会課題解決	SDGsに資する取組を実施しているか。 (これからの1000年を紡ぐ企業認定や環境マネジメントシステム (ISO14001 や KES 等) の認証等)	5
合計点		100

(3) 受託候補者の選定

審査委員会委員が、上記の各項目について、配点表に基づき採点を行い、各審査委員の評価点の合計（合計点）が満点の6割を超え、かつ応募者の中で最も高い合計点を得た者を受託候補者として選定する。

なお、合計点が同等の者が複数ある場合は、見積金額が最も低い者を受託候補者に選定する。見積金額も同額の場合は、くじ引きにより、受託候補者を選定する。

また、応募者が1者であった場合については、採点の結果、合計点が満点の6割を

超え、かつ審査委員会において本業務の受託候補者として適切と判断された場合、受託候補者として決定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果について、審査終了後、応募者全員に対して、速やかに通知する。

通知内容に疑義のある応募者が理由の説明を求める場合は、審査結果の通知が届いてから1週間以内に書面で、5(3)項に記載している提出先に提出すること。

(5) 審査結果の公表

受託候補者の審査後に、審査の結果、参加者及び評価点その他の受託候補者を選定した理由が分かる情報を京都市情報館のホームページにおいて公表する。

(6) 受託候補者との協議と契約の締結

受託候補者の提案書を基に、受託候補者と本市の間で協議のうえ、本市が契約書及び仕様書を作成し、これに基づき受託候補者と契約を行う。

協議において契約の内容の詳細及び契約価格について合意に達したときは、その者と契約を締結する。ただし、次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。

ア 協議が不調に終わった場合

イ 受託候補者が、提案書提出の日から契約締結日までの間に京都市競争入札等取扱要綱第29条の規定による競争入札参加停止の処分を受けた場合

ウ その他やむをえない事情で契約に至らなかった場合

7 契約に関する基本的事項

受託者と結ぶ契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

協議の結果を基に作成された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案内容に基づき決定する。ただし、企画提案内容は実現を約束したものと見なす。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(4) その他

この要項に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要項の解釈に関する事項については、別途、本市が指示するところによるものとする。